

## Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

### 1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一の二の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)……中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

#### 【別表一の二の記載内容】

令和3年3月1日 ① 麹町 税務署長殿		3500	連 結 申 告 一 連 番 号	⑨ 0456789	別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書…令二
納税地	② 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03)3581-4161	連 結 親 法 人 理 事 長 官 印	⑦ 00123456	連 結 事 業 年 度 (至)	
連結親法人名	③ カンパニー コーポレーション 株式会社 国税商事	法人区分	⑧ 100,000,000 円	売上金額	
法人番号	④ 9999999999999999	同非区分		申告年月日	
代表者	⑤ 国税 太郎	旧納税地及び旧法人名等		通 信 付 印 確 認 印 序 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分	
住所	東京都中央区築地5-3-1	添付書類		年 月 日	
平成 令和	02年01月01日	連結事業年度分の法人税 連結確定申告書		法 人 税	
令和	02年12月31日	課税事業年度分の地方法人税 連結確定申告書		至 年 以 降 送 付 要 否	
連結所得金額又は連結欠損金額	⑥ 500000000	(連結中間申告の場合の計算期間)		適用額明細書提出の有無	
法人税額	11028000			税理士法第30条の書面提出有	

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

#### 【別表一の二次葉の記載内容】

連 結 事 業 年 度 等		02・1・1 02・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表一の二次葉 令二・四・一以後	
法 人 税 額 の 計 算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	50	⑫ 8,000,000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53		1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54		
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52					

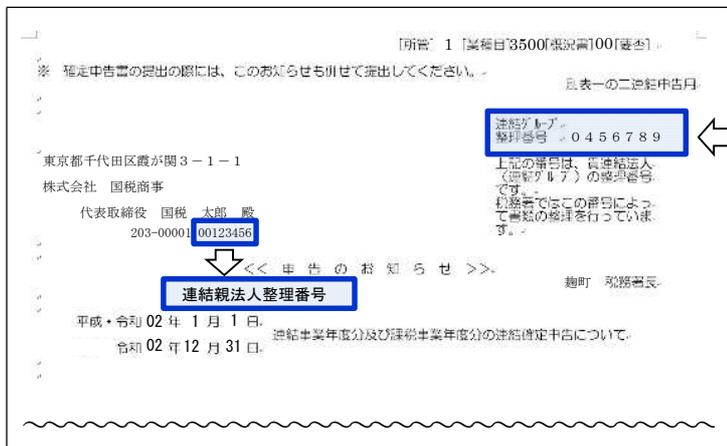
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩  
 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第1号」  
 「区分番号」欄：「10369」 ⑪  
 「適用額」欄：「50」欄の金額



○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
  - (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
  - (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
- (参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ



- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
- (参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
    - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
    - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
    - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
  - (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
  - (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
  - (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。